

内閣参質一九六第一二〇号

平成三十年六月八日

内閣總理大臣臨時代理
國務大臣 麻生太郎

参議院議長伊達忠一殿

参議院議員糸数慶子君提出沖縄県名護市辺野古の米軍基地建設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

O

O

参議院議員糸数慶子君提出沖縄県名護市辺野古の米軍基地建設に関する質問に対する答弁書

一について

沖縄県知事から沖縄防衛局に対してなされた平成二十五年十二月二十七日付けの公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項に規定する承認に係る承認書の別紙「留意事項」に規定する事項については、二についてから四についてまで述べるとおり、同局と沖縄県等との間で協議等が行われており、適切に対応しているものと認識している。

二について

お尋ねの「事前協議」について、防衛省としては、普天間飛行場代替施設建設事業に係る護岸その他の工作物の実施設計がその対象であると認識しており、準備が整った護岸工事について、平成二十七年七月二十四日以後、沖縄防衛局と沖縄県との間で、累次にわたり、護岸工事の実施設計の協議が行われているところである。また、これまでに協議を行った護岸工事の実施設計を変更したことはない。

三について

お尋ねの「協議及び報告の詳細な内容」の具体的な範囲が必ずしも明らかではなく、網羅的にお答えす

ることは困難であるが、平成二十七年七月二十四日以降、沖縄防衛局と沖縄県等との間で、累次にわたり、工事中の環境保全対策等について協議及び報告が行われているところである。

四について

お尋ねの「外来生物の侵入防止対策」については、沖縄防衛局から沖縄県知事に對して提出された平成二十五年三月二十二日付けの公有水面埋立承認願書に添付された公有水面埋立法施行規則（昭和四十九年運輸省・建設省令第一号）第三条第八号に掲げる環境保全に関し講じる措置を記載した図書（以下「環境保全図書」という。）に従い、同局において、埋立てに用いる購入土砂等の供給元等の詳細を決定する段階で、生態系に對する影響を及ぼさない材料を選定し、外来種混入のおそれが生じた場合には、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）や既往のマニュアル等に準じて適切に対応し、環境保全に配慮すること、埋立土砂の種類ごとに注意すべき生態系への影響の検討は、専門家の助言を得ながら行うこと等の対策を実施することとしている。

また、お尋ねの「ジユゴン、ウミガメ等海生生物の保護対策」については、同局において、くい打ち工事においては、極力騒音発生の少ない工法を採用すること、作業船の航行に当たっては、ウミガメ類やジ

ユゴンが頻繁に確認されている区域内をできる限り回避すること、沖縄島沿岸を航行する場合は、岸から十キロメートル以上離れて航行すること等の対策を実施することとしている。

五について

沖縄防衛局から沖縄県知事に対し、環境保全図書の変更に係る承認の申請を行つたことはない。

六について

お尋ねの「「N値」がゼロである場所」の意味するところが必ずしも明らかではないが、キャンプ・シユワブ水域内名護市辺野古沿岸域における地盤の強度等については、現在実施中のものも含めたボーリング調査の結果等を踏まえ、総合的に判断することとしていることから、お尋ねの「追加のボーリング調査の必要性、地盤改良の要否及び工法の変更等」について、現時点では、確定的にお答えできる段階にはない。

O

O